

## 「こども性暴力防止法」施行に向けた「性犯罪前科の確認」への同意・誓約

「こども性暴力防止法」の施行（令和8年12月25日施行予定）に向け、学校や保育所、学習塾などの教育現場では、こどもと接するスタッフに対し、性犯罪前科の有無を確認することが義務付けられます。これは、教育実習や介護等体験などを行う「実習生」も対象となります。

**教育実習等の実習を卒業・修了のための「必修科目」としている学校教育学類、教職実践研究科及び養護教諭特別別科は、実習先（学校等）から確認を求められた際、必要な手続きに応じられない場合、実習に参加できず、卒業・修了ができなくなる可能性があります。**

入学にあたり、以下の内容を正しく理解し、入学手続き期間内に以下URLのWebフォームから同意及び誓約をお願いします。

### 【留意点】

- ・実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- ・入学前に同意書及び性犯罪前科がない旨の誓約書をご提出いただくとともに、入学後の学校等における実習に参加する前にも誓約書の提出が求められます。
- ・実習は必修科目のため、性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより、卒業・修了できなくなる可能性があります。

### 【参考】

制度の詳細は、こども家庭庁のWebサイトをご覧ください。

- ・「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

※この法律において安全確保を図る対象となる「児童等」とは、幼児・小学生・中学生・高校生等を指します。

### ＜同意及び誓約のWebフォーム＞

- ・学校教育学類

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=0g6hxA4YVkJXJwaxjM06YGog0VV5aytGjrvjGJp6hnRUMkNa0FM2NIBTVjQzTTdSSFpWUzVX0VJDQS4u>



- ・教職実践研究科

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=0g6hxA4YVkJXJwaxjM06YGog0VV5aytGjrvjGJp6hnRUMVVQVTdJQTZFVU42TUxCRkNUQ0FGQTZEUy4u>



- ・養護教諭特別別科

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=0g6hxA4YVkJXJwaxjM06YGog0VV5aytGjrvjGJp6hnRUQzFVTIVJR0IMUUxYV1BVNzRKTVVUUkI10S4u>

